消安全第 346 号 消防総第 664 号 令和3年11月8日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁 · 各指定都市消防長

> 消費者庁消費者安全課長 消 防 庁 総 務 課 長 (公 印 省 略)

医業類似行為等に係る消費者事故等の通知について

消防機関(消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する機関をいう。ただし、消防団を除く。以下同じ。)の収集した消費者事故等に係る情報の運用については、「消費者事故等の通知について」(平成22年3月31日付け消情報第82号、消安全第78号、消防総第239号。)及び「「消費者事故等の通知について」の一部改正等について」(平成27年9月25日付け消政策第346号、消安全第265号、消防総第615号。)によりお願いしているところです。

今般、総務省行政評価局が実施した「消費者事故対策に関する行政評価・監視-医業類似行為等による事故の対策を中心として-」に係る勧告¹(以下「本件勧告」という。)を踏まえ、消防機関が把握した医業類似行為等に係る消費者事故等の情報が消防庁を通じて、消費者庁に適切に通知される必要があります。

つきましては、貴職におかれましては、下記1から4に基づき、医業類似行為等に係る消費者事故等の通知について適切な運用をお願いするとともに、下記5を含め、貴管内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項及び消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 本通知発出の経緯

本件勧告において、令和2年11月17日付けで、総務省から、医業類似行為等に係る 消費者事故等についての調査の結果、「地方公共団体の保健所、警察機関及び消防機

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_021117000145332.html

¹本件勧告の結果報告書のURLは次のとおり。

関から消費者庁への消費者事故等に関する情報の通知などについて課題が見られた」 ことを踏まえ、消費者庁に対して通知制度の周知徹底等が求められています。

また、令和2年11月17日の閣議において、総務大臣の発言(別紙1参照)に関連し、 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)から、「特に、医業類似行為等による事 故情報を一元的に受け付ける保健所、警察機関、消防機関を所管している省庁、具体 的には厚生労働省、警察庁、総務省消防庁においても適切な通知が行われるように御 協力をお願いします」との発言(別紙2参照)があったところです。

これを受け、医業類似行為等に係る消費者事故等について適切な通知がなされるよう、消防庁と消費者庁が連名で本通知を発出するものです。

2. 本通知における医業類似行為等

本件勧告において、総務省は、医業類似行為等として、医業類似行為とエステティックを調査対象²としていることを踏まえ、本通知における医業類似行為等もこれと同一の内容とすることとします。具体的には次のとおりです。

(1) 医業類似行為

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復、整体、カイロプラクティック、 骨盤矯正、リフレクソロジー、リラクゼーション等の施術サービス

(2) エステティック

エステサロン等³において提供される脱毛エステ、美顔エステ、痩身エステといったエステティックサービスに加えて、アートメイクやまつ毛エクステンション等の医療行為又は美容行為に該当するサービス

3. 消費者庁に通知いただきたい事項(消防庁への報告事項)

消費者庁においては、これまでも、「店舗において、マッサージの施術を受けたところ、腰椎圧迫骨折の重傷」、「鍼灸院において、鍼治療の施術を受けたところ、右膝関節炎等の重症」、「エステ店において、脱毛の施術を受けたところ、機器の部品が利用者の胸元に落ち、II 度の火傷」といった医業類似行為等に係る消費者事故等を公表しているところです。

つきましては、消防機関におかれましては、上記2に規定する医業類似行為等における役務サービスと事故(死亡や負傷等)の関連が認められる事例(発生場所が2に規定する医業類似行為等における役務サービスの提供場所であり、かつ施術部位で生じた傷病であるもの)が救急搬送時に確認できた場合は消防庁に報告するようお願いします。なお、当該報告については、消費者庁において改めて消費者事故等への該当

² 医業類似行為等については、本件勧告の結果報告書のうち6頁「(3)調査対象及び医業類似行為等による事故の発生状況」のうち「ア 調査対象」を参照。

³ 美容師法(昭和 32 年法律第 163 号)に基づき、美容所として届出されているものを除く。

性の確認が行われます。

4. 報告様式について

消防庁への報告に当たっては、「「消費者事故等の通知について」の一部改正等について」(平成27年9月25日付け消政策第346号、消安全第265号、消防総第615号)において規定する「別記様式(消費者事故等情報通知様式)」(別紙3参照)により運用いただくようお願いします。

なお、救急搬送時において実際に想定される事例を記載例として添付(別紙4参照) していますので、御活用いただくようお願いします。

5. その他

本件勧告においては、一部消防機関における消費者事故等の通知義務に係る不知についても言及されています。このため、「消費者安全法に基づく通知の概要(生命・身体被害分野)-消防機関向け-」(別紙5参照)を添付しますので、改めて御了知いただくようお願いします。

また、消費者事故等の通知制度に関する関係法令や運用マニュアル等は、次に掲げる消費者庁のホームページに掲載されていますので、併せて御参照いただくようお願いします。

(1) 事故情報の集約等 (消費者庁ホームページ)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_o
f_accident_information/index.html#safety_law

(2) 事故情報データバンクシステム https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/

(問い合わせ先)

消費者庁消費者安全課

課長補佐:三宅、係長:石井

TEL 03-3507-9201/FAX 03-3507-9290

消防庁総務課

課長補佐:小林、係長:四維

TEL 03-5253-7506/FAX 03-5253-7531

「消費者事故対策に関する行政評価 · 監視-- 医業類似行為等による事故の

対策を中心として一」の結果について

(総務大臣発言要旨)(令和二年十一月十七日(火)閣議)

消費者庁長官及び厚生労働大臣に対して勧告を行います。 「消費者事故対策に関する行政評価・監視」 の結果に基づき、

この行政評価・監視では、医業類似行為等による消費者事故について調査

事業者などに対する必要な指導の徹底を都道府県等に要請するよう厚生労働省 通知制度の周知徹底などを消費者庁に求めるとともに、 に求めています。 への消費者事故等に関する情報の通知などについて課題がみられたことを踏まえ、 調査の結果、地方公共団体の保健所、 警察機関及び消防機関から消費者庁 健康被害を生じさせた

講じていただきますようお願い申し上げます。 関 原大臣におかれては、 今回の勧告の趣旨を御理解いただき、 必要な措置を

中心として一」の結果について 「消費者事故対策に関する行政評価・監視―医業類似行為等による事故の対策を

、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)発言要旨、令 和 二 年 十 一 月 十 七 日 (火) 閣 議

うに御協力をお願いします。 体的には厚生労働省、警察庁、総務省消防庁においても適切な通知が行われるよ 情報を一次的に受け付ける保健所、警察機関、消防機関を所管している省庁、具 度の適切な運用に努めてまいります。その際、特に、医業類似行為等による事故 今般の行政評価・監視も踏まえ、消費者庁においては、消費者事故等の通知制

お願いします。 関係閣僚各位におかれましては、 消費者の安全・安心の確保に向けた御協力を

消費者事故等情報通知様式

通	消防本部	名								
知主	所 属 部	署								
体	担当者	名				電話番	号			
覚	知 日	時		年 月	日	()	時	分		
発	生 日	時		年 月	日	()	時	分頃		
発	生 場	所								
発	生場 所区	分	□建物内	□ 建物组	外 🔲 🛚	車両内	□その他	()
場	場所・建物名	称								
所	建物階層•用	途	地上	階 •	地下	βŧ	当			
建	テナント名	称								
物 細	発生階・用	途								
区	細区	分	□居室	□ 寝室 [] 台所	調理場	□ 廊下・	通路	階段	
分			浴室	トイレ	□ そ(か他 (,)
車:	数に関係す	ス	製品・役務の種類							
	スに B ボッ 品又は役務等	<i>'</i> J	関係事	¥ 業者名						
~~	L > C (-) C (-) C		機種・	形式等						
	, <u>-</u> -		性別	年齢	初診時	程度	傷	病	名 (部位)	
焝		→								
傷	病	者								
						•				
事	故 概	要								
(発	見状況、受傷	機								
	維持管理の									
況、	搬送先病院等	筝)								
備		考								

消費者事故等情報通知様式 (「エステ」の事例)

通知主	消防本部名	●●市消防本部					
	所 属 部 署	●●課●●係					
体	担 当 者 名	••	••	電話番	番号 ●●-●●●-●	•••	
覚	知 日 時		令和●年	●月●日 (●)	●●時●●分		
発	生 日 時		令和●年	●月●日(●)	●●時●●分頃		
発	生 場 所	東京都	5●区●●	lacktriangledown			
発	生場所区分	■建物区	为 □ 建物:	外 □ 車両内	□その他()	
場	場所·建物名称	•• €	゛ル				
所	建物階層・用途	地上●	階 • 地	下●階			
建	テナント名称	ケ CAA エステティック株式会社霞が関店					
物 細	発生階・用途	●階●●●号室					
区	細 区 分	□ 居室 □ 寝室 □ 台所·調理場 □ 廊下・通路 □ 階段					
分		□ 浴室 □ トイレ □ その他()					
		製品・役務の種類		エステ			
	故に関係する	関係事業者名		テナント名称と同じ			
製品	品又は役務等	機種・	形式等	脱毛 ※可す。	能な限り種別の把握をお願い	いしま	
		<u>性別</u>	<u>年齢</u>	初診時程度	傷 病 名(部位)	
傷	病 者	女	40	中等症	火傷Ⅱ度(右頬)		
事	故 概 要	●月●日	●時頃、脱	毛機器の一部に	こ接触し、●●部分に熱傷を	負った	
(発	見状況、受傷機	状況、受傷機 もの (熱傷が広範囲にわたり、動けないため救急要請)					
転、維持管理の状 その結果、上記の事故が判明した。							
況、	搬送先病院等)						
備	考						

【記載要領】消費者庁における事案公表に当たり、<u>特に必要な項目(下線箇所)</u>は次のとおりです。

テナント名称:店舗名(支店名があれば支店名)の記載をお願いします。

製品・役務の種類:エステの場合、エステと記載をお願いします。

機種・形式等:種別(脱毛、痩身、まつげエクステンション等)の把握を可能な限りお願いします。

年齢:消費者庁において、未就学児(6歳以下)は年齢、60歳以上は年代を公表します。

初診時程度:消費者庁において、治療期間の判断に用います。

傷病名:医師の診察に基づき、「部位」を含め記載をお願いします。

事故概要:どの役務サービス提供者の行為により、利用者のどの「部位」に負傷を与えたのか、その関連が分かるように記載をお願いします(傷病名欄に記載された「部位」と照合)。機器を用いた役務サービス(例えば脱毛機器)の場合、「機器の種別(メーカー名や型番は不要)」の記載をお願いします。

消費者事故等情報通知様式(「マッサージ」の事例)

通知主	消防本部名	●●市消防本部					
	所 属 部 署	●●課●●係					
体	担 当 者 名	••	••	電話看	番号 ●●-		
覚	知 日 時		令和●年	●月●日(●)	●●時●●分		
発	生 日 時		令和●年	●月●日(●)	●●時●●分	・頃	
発	生 場 所	東京都	5●区●●	lacktriangledown			
発	生場所区分	■建物区	り □ 建物	外 □ 車両内	□ その他()	
場	場所•建物名称	•• €	゛ル				
所	建物階層・用途	地上●	階 • 地	下●階			
建	テナント名称 CAA マッサージ			夏が関店			
物 細	発生階・用途	●階●	●●号室				
区	細 区 分	□ 居室 □ 寝室 □ 台所·調理場 □ 廊下・通路 □ 階段					
分		□ 浴室	トイレ	□ その他()	
		製品・役務の種類		マッサージ			
	故に関係する	関係事業者名		テナント名称と同じ			
製品	品又は役務等	機種・	形式等	もみほぐし します。	※可能な限り	種別の把握をお願い	
		<u>性別</u>	年齢_	初診時程度	傷 病	名(部位)	
傷	病 者	女	40	中等症	骨折	(右膝部)	
事	故 概 要	●月●日	●時頃から	、施術を受ける	たところ、右膝	付近を圧迫された際	
(発	見状況、受傷機						
転、	維持管理の状	その結果、上記の事故が判明した。					
況、	搬送先病院等)						
備	考						

【記載要領】消費者庁における事案公表に当たり、<u>特に必要な項目(下線箇所)</u>は次のとおりです。

テナント名称:店舗名(支店名があれば支店名)の記載をお願いします。

製品・役務の種類:マッサージの場合、マッサージと記載をお願いします。

機種・形式等:種別(もみほぐし、足裏等)の把握を可能な限りお願いします。

年齢:消費者庁において、未就学児(6歳以下)は年齢、60歳以上は年代を公表します。

初診時程度:消費者庁において、治療期間の判断に用います。

傷病名:医師の初診時傷病名について記載をお願いします。

事故概要:どの役務サービス提供者の行為により、利用者のどの「部位」に負傷を与えたのか、その関連が分かるように記載をお願いします(傷病名欄に記載された「部位」と照合)。機器を用いた役務サービス (例えば電気マッサージ器) の場合、「機器の種別 (メーカー名や型番は不要)」の記載をお願いします。

消費者事故等情報通知様式(「柔道整復」の事例)

通	消防本部名	●●市消防本部					
知主	所 属 部 署	●●課	.●●係				
体	担 当 者 名	••	••	電話番	号 ●●-●		
覚	知 日 時		令和●年	●月●日 (●)	●●時●●分		
発	生 日 時		令和●年	●月●日 (●)	●●時●●分	·····································	
発	生 場 所	東京都	5●区●●	lacktriangledown			
発	生場所区分	■建物□	り □ 建物:	外 □ 車両内	□その他()	
場	場所・建物名称	•• €	゛ル				
所	建物階層・用途	地上●	階 • 地	下●階			
建	テナント名称	CAA 整骨院霞が関店					
物 細	発生階・用途	●階●●号室					
区	細 区 分	□ 居室 □ 寝室 □ 台所·調理場 □ 廊下・通路 □ 階段					
分		浴室	トイレ	□ その他()	
		製品・役務の種類		柔道整復			
	故に関係する	関係事業者名		テナント名称と同じ			
製品又は役務等		機種・形式等		手技による施術 ※可能な限り種別の把握をお 願いします。			
		性別	年齢	初診時程度	傷病	名 (部位)	
傷	病 者	女	40	中等症	骨折	(肋骨)	
<u>事</u>	故 概 要	●月●日	●時頃から	、施術を受けた	こところ、背中	を強く押された際の	
(発	見状況、受傷機	痛みで動けなくなり救急要請。					
転、	維持管理の状	その結果、上記の事故が判明した。					
況、	搬送先病院等)						
備	考						

【記載要領】消費者庁における事案公表に当たり、<u>特に必要な項目(下線箇所)</u>は次のとおりです。

テナント名称:店舗名(支店名があれば支店名)の記載をお願いします。

製品・役務の種類:柔道整復の場合、柔道整復と記載をお願いします。

機種・形式等:種別(手技による施術、機器による施術)の把握を可能な限りお願いします。

年齢:消費者庁において、未就学児(6歳以下)は年齢、60歳以上は年代を公表します。

初診時程度:消費者庁において、治療期間の判断に用います。

傷病名:医師の初診時傷病名について記載をお願いします。

事故概要:どの役務サービス提供者の行為により、利用者のどの「部位」に負傷を与えたのか、その関連が分かるように記載をお願いします(傷病名欄に記載された「部位」と照合)。機器を用いた役務サービス (例えば電気マッサージ器) の場合、「機器の種別 (メーカー名や型番は不要)」の記載をお願いします。

消費者事故等情報通知様式 (「鍼灸」の事例)

通	消防本部名	●●市消防本部						
知主	所 属 部 署	●●課	·●●係					
体	担 当 者 名	••	••	電話番	号 ●●-●	$\bullet \bullet \bullet - \bullet \bullet \bullet \bullet$		
覚	知 日 時		令和●年	●月●日(●)	●●時●●分			
発	生 日 時		令和●年	●月●日 (●)	●●時●●分頃			
発	生 場 所	東京都		lacktriangledown				
発	生場所区分	■建物区	为 □ 建物:	外 □ 車両内	□ その他()		
場	場所・建物名称	•• €	゛ル					
所	建物階層・用途	地上●	階 ・ 地	下●階				
建	テナント名称	CAA 鍼	CAA 鍼灸院霞が関店					
物 細	発生階・用途	●階●●号室						
区	細 区 分	□ 居室 □ 寝室 □ 台所·調理場 □ 廊下・通路 □ 階段						
分		□ 浴室	トイレ	□その他()		
		製品・役務の種類			鍼灸			
	故に関係する	関係事業者名		テナント名称と同じ				
製品	品又は役務等	機種・	形式等	施術内容等	※可能な限り	種別の把握をお願		
				いします。				
		<u>性別</u>	<u>年齢</u>	初診時程度	傷病	名(部位)		
傷	病 者	女	40	重症		気胸		
事	故 概 要	●月●日	●時頃から	、施術を受けた	こところ、胸部	(背部) の痛みや呼		
(発	見状況、受傷機	吸困難があり救急要請。						
転、	維持管理の状	その結果、上記の事故が判明した。						
況、	搬送先病院等)							
備	考							

【記載要領】消費者庁における事案公表に当たり、<u>特に必要な項目(下線箇所)</u>は次のとおりです。

テナント名称:店舗名(支店名があれば支店名)の記載をお願いします。

製品・役務の種類:鍼灸の場合、鍼灸の記載をお願いします。

機種・形式等:種別(鍼灸、よもぎ蒸し等)の把握を可能な限りお願いします。

年齢:消費者庁において、未就学児(6歳以下)は年齢、60歳以上は年代を公表します。

初診時程度:消費者庁において、治療期間の判断に用います。

傷病名:医師の初診時傷病名について記載をお願いします。

事故概要:どの役務サービス提供者の行為により、利用者のどの「部位」に負傷を与えたのか、その関連が分かるように記載をお願いします(傷病名欄に記載された「部位」と照合)。機器を用いた役務サービス(例えば蒸気発生器)の場合、「機器の種別(メーカー名や型番は不要)」の記載をお願いします。

消費者安全法に基づく通知の概要

(生命・身体被害分野)

一 消防機関向け 一

- ・本資料は消費者安全法に基づく消費者事故等の通知制度の概要(生命・身体被害分野)を紹介するものです。
- ・そのうち、総務省行政評価局の勧告を受けた箇所は、「赤字」で明示しています。

国の行政機関や地方公共団体に対して、消費者事故等の発生の情報を得たときに、 内閣総理大臣(消費者庁)への事故の情報について通知を義務付けるもの

【趣旨】

消費者庁設立前に、消費者事故等に関する情報が、各行政機関に個別に保有され、共有できるものになっていないという課題の指摘を踏まえ、消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約し、分析する体制を整備(2009年)し、消費者事故の重大性や拡がりについて、早期に把握し適切な対応につなげる

○ **重大事故等[※]の通知**(**※**死亡、30日以上の傷病、一酸化炭素中毒、火災等)

行政機関の長、<u>都道府県知事、市町村長</u>及び国民生活センターの長は、 重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に 対し、その旨及び当該重大事故等の概要を通知しなければならない。

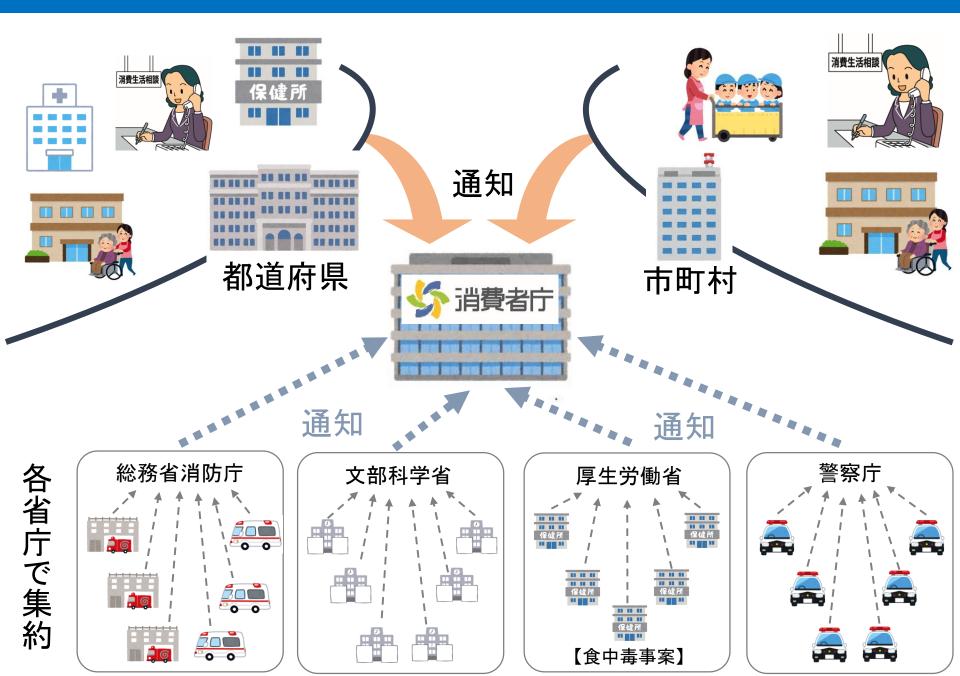
(消費者安全法第12条第1項)

○ 消費者事故等(重大事故等を除く。)の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、(略)被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要を通知するものとする。

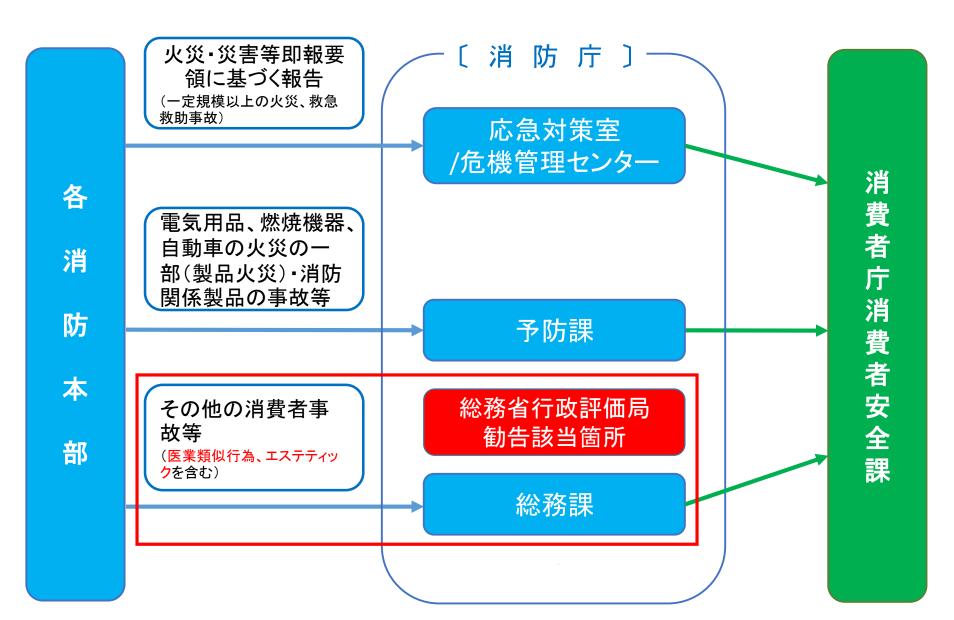
(消費者安全法第12条第2項)

消費者事故等の通知(イメージ)



消費者安全法に基づく通知の概要①

<消防庁を経由した通知等について>



消費者安全法に基づく通知の概要②

①端緒情報の入手 消火活動、救急救助等

医業類似行為 エステティック を含む

②「消費者事故等」に該当するか(消費者安全法2条5項)

生命・身体被害等が現実に 発生している事案 (1号) 通常有すべき安全性を欠く商品等・役務による被害発生のおそれのある事案(2号)

③「重大事故等」に該当するか(法2条7項)

重大事故等に当たる

重大事故等に当たらない

直ちに通知

④重大事故等を除く消費者事故等について、被害の拡大又は同種・類似の事故等が発生するおそれがあるか(法12条2項)

おそれあり

おそれなし

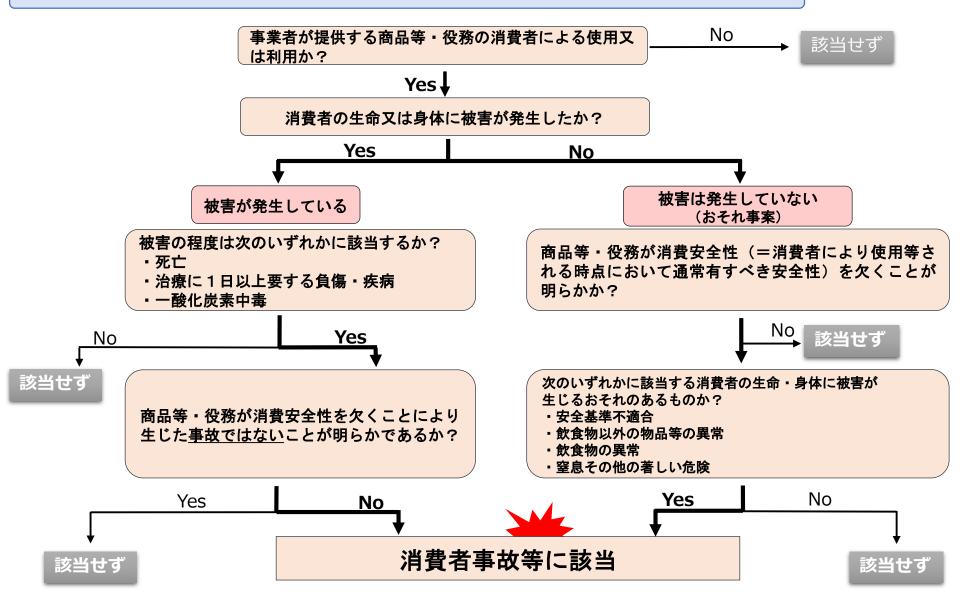
速やかに通知

通知不要

消防庁

消費者安全法に基づく通知の概要③

消費者事故等該当性の判断について(イメージ)



消費者安全法に基づく通知の概要④

生命身体事故等

- 〇 事業者が提供する商品・製品・施設・役務(サービス)等の消費者による使用又は利用に おいて次の事案が該当
 - 消費者の生命・身体について一定程度の被害が発生したもの
 - 死亡
 - 治療に1日以上かかる負傷、疾病

初診時判断が「軽症」以上のケース

- •一酸化炭素中毒
- 〇 事業者が提供する消費安全性を欠く<mark>商品等又は役務</mark>の消費者による使用又は利用が行われた事態であって、上記のような被害が発生するおそれのあるもの
- ※ 当該事故に係る商品等又は役務が<u>消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものは除かれる</u> 事故原因が正確には判明していない事案であっても、商品や役務が消費安全性を欠くことが、事故の原因として具体的に疑われる場合は報告が必要
 - 例 消費者が通常予見される使用・利用方法とは明らかに異なる方法により商品を使用したことにより生じた事故
 - → 「消費安全性」とは:商品や役務が消費者により使用等される時点において、社会 通念上有すべき安全性(絶対的な安全性をいうものではない ことに留意)
- ※「治療に1日以上かかる負傷、疾病」から除かれるもの
 - → 通常医療施設における治療の必要がない程度(例:ばんそうこうを貼れば足りる)のもの
 - → 医療施設において診察・検査を行ったが、特に治療を要さないと判断されたもの
- ※「被害が発生するおそれ」とは
 - → 商品等・役務が安全基準に適合しない事態、物品・施設等に破損、故障、汚染等の異常が生じた事態など(消費者安全法施行令第2条参照)

消費者安全法に基づく通知の概要⑤

重大事故等

- 生命身体事故等のうち、被害が重大なもの
 - 死亡
 - ・ 治療に30日以上かかる負傷、疾病

- 初診時判断が「重症」以上のケース
- ・内閣府令で定める程度の身体障害が残る負傷、疾病
- •一酸化炭素中毒
- 重大な生命身体事故等が発生するおそれのあるもの
 - ・商品等、役務の使用等における火災、窒息等の発生
- ※ 30日以上の負傷、疾病とは
 - → 基本的には医療機関の判断を尊重
 - → <u>治療期間が30日以上となる可能性が高い場合</u>は通知(実際に30日経過する必要はない)
- ※ 内閣府令で定める程度の身体障害とは(消費者安全法施行規則第5条)
 - → 視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害であって長期にわたり身体に存するもの など
- ※ 重大な生命身体事故等が発生するおそれとは(消費者安全法施行令第5条)
 - → 安全基準に適合しない上に、商品等に重大な異常が生じたこと
 - → 窒息その他生命若しくは身体に対する著しい危険が生じたこと
 - → 火災その他の著しく異常な事態が生じたこと

など